

平成 19 年 10 月 19 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本証券アナリスト協会

企業会計基準公開草案第 21 号
「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 26 号
「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

このたび公表されました標記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. マネジメント・アプローチの採用について

公開草案はマネジメント・アプローチを採用しているが、これによって財務諸表利用者が経営者の視点で企業をより良く理解するための情報が得られ、利用者の意思決定に資すると考えられるため、このアプローチを支持する。

従来わが国では定型的な区分情報によるセグメント情報開示を行ってきたが、情報開示をする企業数やその内容が不十分であり、現行制度が適切に機能していない面があった。また、現行のセグメント情報の開示は企業側の経営戦略に則したものでないケースもあるため、一部の企業は決算短信（または有価証券報告書）ベースと異なるセグメント情報を決算説明会資料の中で公表し、経営者の視点での解説を加えることで投資家に説明してきた。マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報開示により、このような開示のみを目的とした情報作成がなくなり、企業側、財務諸表利用者双方にとって有益である。

一般的に、区分情報による開示に比較して、マネジメント・アプローチの短所は企業間比較、同一企業の時系列比較が困難な点にあるとされる。しかしながら、企業間の比較可能性の問題については、現状においてもセグメンテーションの方法が企業によって異なることが多いため既に発生している問題であり、マネジメント・アプローチを導入することで状況がさらに悪化するとは考えにくい。また、公開草案は、会計基準(案)9 項から 15 項で報告セグメント決定の量的基準を明記すると共に、28 項から 31 項において関連情報の開示を規定しており、これらはセグメント情報の比較可能性およびこれまでのセグメント情報との継続性を一定程度担保するものとして評価したい。時系列比較については下記 3. で詳述する。

2. 開示すべきセグメント利益について

公開草案は、マネジメント・アプローチを採用したため、開示すべきセグメント利益についても特段の規定はない。現実的には営業利益ベースの開示が多くなると思われるが、営業利益には利用者の関心が深い、のれんの償却・持分法投資損益・特別損益等が含まれていない。会計基準(案)20 項は、こうした「項目の事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されているときには、企業は各報告セグメントについてこれらの額を開示しなければならない。ただし、基本原則(第 4 項参照)に照らして開示の必要性が乏しい項目については、開示を省略することができる。」としている。これら項目は財務諸表利用者のニーズが強く、開示が省略される場合は注記でその理由を明確にするよう修文することを提案する。

3. セグメントの区分方法が変更された場合の取扱いについて

事業セグメントの量的な重要性が変化した結果、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合(会計基準(案)15 項) また、企業の組織構造の変更等により報告セグメントを変更する場合(26 項)において、「その旨及びセグメント情報に与える影響を注記しなければならない」とされている。また、「結論の背景」には、前者については「この場合、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示することも考えられる」(69 項)、後者については「この場合、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報や、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作り直した情報を開示することが考えられる」(78 項)とある。

当協会が平成 17 年に検定会員を対象に行ったアンケート調査によると、セグメント情報はアナリストにとって P/L、B/S、キャッシュ・フロー計算書に次いで重要な情報源であり、その時系列比較は将来キャッシュ・フローの予測にも必須な情報である。また、セグメント情報の時系列比較は経営者にとっても経営の根幹に係るものであり、当然把握しているケースがほとんどであると思われる。さらに、わが国においても過年度遡及修正が導入されようとする中で、セグメント情報に関しても同様の取り扱いを導入すべきである。ここから、15 項および 26 項の上記部分を次のように修文することを提案する。

「その旨及びセグメント情報に与える影響を注記し、前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示しなければならない」

もとより、上記提案は作成者に過度の負担をかけることを意図したものではなく、実務上対応困難な場合の規定を定めた 27 項は原案のまま可と考える。また、上記修正案は、78 項の「当年度のセグメント情報を、前年度の区分方法により作り直した情報」を含めていないが、この理由は過年度遡及修正に平仄を合わせるためと、そもそも企業内部の資料としても将来比較のために前年度分を当年度に合わせて修正するのが太宗と思われるためである。

以 上